

令和7年 第3回松田町議会臨時会 会議録

令和7年10月10日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議案第48号 工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）
- 日程第 5 議案第49号 令和7年度松田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 報告第11号 専決処分の報告について（松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）

6. 議会の状況

議 長 皆様、おはようございます。10月に入りさわやかな秋の風を感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る10月7日、松田町告示第85号により令和7年第3回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

I C Tを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可します。

なお、神静民報社様より写真撮影、録音、タブレットの使用、神奈川新聞社様より写真撮影、議会事務局より録音の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長より指名いたしま

す。9番 井上栄一君、11番 飯田一君の両名をお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日10月10日、午前8時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和7年第3回松田町議会臨時会の招集に当たり、10月10日、午前8時30分より役場4階大会議室におきまして委員6名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日10月10日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第6「報告第11号」を行います。日程第4「議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）」及び日程第5「議案第49号令和7年度松田町一般会計補正予算（第3号）」については、質疑等を行い、即決でお願いいたします。その後、日程第6「報告第11号専決処分の報告について（松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）」の報告を行い、閉会の予定です。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、令和7年第3回松田町議会臨時会の会期は、本日10月10日の1日と決定いたしました。

議長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町長 皆さん、おはようございます。暑さ寒さも彼岸までという言葉を知らない職

員もいますけどね、そんな時代になりましたけど、本当に昔から言われている言葉というのは当たるなと思うぐらい、今年もあれだけ暑かったのにね、急にやっぱり涼しくなるというふうな状況でありながら、また10月に入ると秋のさわやかな風という議長のお言葉どおりですね、そういったシーズンを迎えていた今日この頃でございますが、議員の皆様方におかれましては、ますます御健勝のことと心からお慶び申し上げます。

去る10月7日に、令和7年第3回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変御多用のところ、全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことをまづもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

初めに、9月7日に執行されました松田町長選挙におきまして、町民の皆様方から御信託をいただき、9月23日から、また24日には初登庁ということで迎えさせていただき、改めて初心の大切さを感じたところもございます。本臨時会は4期目に入り最初の議会となりますことから、今後4年間の町政運営に向けての所信を述べさせていただきますことを御承知のほどよろしく願いいたします。

このたび、松田町長として4期目となる町政運営を担わせていただくことになりました。これまでの12年間は私と家族が松田町民となってから就任までの12年間分の恩返しと思い、感謝の気持ちを示すために全力で行動し、形にしてまいりました。町民並びに議員の皆様方には、常日頃から町政運営に対し、御理解・御協力を賜りましたことをこの場をお借りして改めて心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

これからの4年間は、古きよき時代を敬いながらでございますが、その時代の幻想にすがってばかりでは、松田町は成長・進化をしない結果、「松田町の歴史と文化」を引き継ぐ若い世代の人口が減り続けることにより、本当の意味で消滅する町となってしまいます。そうならないために、私が常に意識している「言葉・思想」を皆様方にも意識していただきたいのでお伝えをいたします。

「米百俵の精神」という言葉、その話をお伺いしたことはありますでしょうか。私は、就任後、間もなくこの言葉を知りまして、まさに当時の松田町に不足しており、今後のまちづくりにおいて非常に重要で大切な考え方として、私が目指すまちづくりの根っこの部分となっております。

概略を申しますと、幕末の長岡藩（現在・新潟県長岡市）において、「興学私議」という教育論を表していらっしゃった小林虎三郎さんという方のまちづくりに対する指導でございます。戊辰戦争に敗れ焼け野原となった長岡藩の窮状を知った支藩の三根山藩というところが、現在、新潟市の西蒲区峰岡から米百俵が見舞いとして贈られ、食べるものにも事欠く長岡藩士にとっては喉から手が出るようなお米であったため、「早く、米を分けろ」というようなことを言う藩士たちに対して、小林虎三郎さんは、「この米を、1日か2日で食い潰して後に何が残るのだ」と、「国がおこるのも、滅びるのも、まちが栄えるのも、衰えるのも、ことごとく人にある」と。「この百俵の米を基にして学校を建てたい」と。この百俵は、今でこそただの百俵だが、後年には1万俵となるか、百万俵となるか、計り知れないものがある」と、「米だわらなどで見つめられない尊いものになる。その日ぐらしでは、長岡藩は立ち上がれないぞ、新たな日本は生まれえないぞ」といった格好で、教育第一主義を唱え、三根山藩からの救援、米百俵を基に、国漢学校を設立し、後年、海軍の山本五十六元帥をはじめ、新生日本を背負う多くの人物を輩出するまでに至ったという逸話でございます。

この精神・教えから得るものは、「人づくりは国づくり、まちづくり」であることが理解できます。これが私の根っこにある政治信条でもございます。今後この考え方・精神にのっとり、人づくりに資する事業を推進することで、新しい時代のニーズに即したまちづくりを行い、松田町が掲げる目標達成に向け、強い信念に基づく突破力と達成力を生かした新たな本山町政を積極的に進めてまいりますので、御指導、御鞭撻のほど、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、松田町においては、私が初就任した当時から様々な課題が山積してお

り、3期12年の間、解決に向け、短期・中期・長期に分けて対策を講じるため、第5次及び第6次総合計画に基づき、各種事業について、目に見える形で数々の事業を完遂してまいりました。

松田町の最大の課題につきましては、少子高齢化による人口減少の影響により、人口数による割り勘効果が少なくなることで町民の負担が増えることやサービスの低下が懸念されていることでもあります。その理由について分かりやすく申し上げますと、本年10月1日現在の松田町の人口は、1か月前9月1日より8人増え、1万224人であることを前提として、松田町の人口のピークであった30年前の平成7年は、今より約3,000人（30%）近く多い1万3,240人になりますが、その当時の人口がいた頃と同様な町民サービスの提供を継続することは、今の町民が約30%の負担が増加していることとも解釈できます。よって、現在においても非常に厳しい財政状況にあるにもかかわらず、30%の負担を感じさせないよう行政運営を行っておりますが、町民の皆様の中には、ほかの自治体と比較しても、松田町の高い水準での町民サービスを受けている状況が「当たり前」と思っている方もいらっしゃる、ときにはそれ以上のサービスを求められる方もいらっしゃいますので、これまで町が議会の皆様と協力しながら進めてきた内容として、町民の直接的な経済負担を増やすことなくサービスを向上するための財政確保を行ってきたことは、並々ならぬ努力の賜物であることを理解していただきたいというふうにも存じます。

松田町は、2014年5月に「日本創成会議」が発表した際、「消滅可能性都市」に分類されたことにより、さらに松田町のイメージが下がり、若い女性の人口が著しく減ることが予想をされるため、分類された以降、松田町に住みたい、行ってみたいと思ってもらうためには町の魅力を向上させることが肝要であることから、数多くの国・県の補助金を獲得し、松田創生に必要な対策を講じ、積極的に町民の皆様方からの声を形にしてまいりました。

これまでにやってきた事業の一部を申し上げますと、松田小学校を全国4例目、神奈川県初となる木造3階建て校舎への建て替えや新松田駅周辺整備のさらなる推進、県内自治体に先駆けてICT教育を活用したオンライン学習の推

進、英語指導助手（ALT）の増員、高齢者への施策として、移動販売事業や高齢者等福祉タクシーの助成、パークゴルフ場の18ホール化、そのほかにも数々の事業にも取り組んでまいりました。

その結果、令和6年4月、有識者で構成される「人口戦略会議」では、令和5年12月に公表された「日本の地域別将来推計人口」を基に、2014年の将来人口を踏襲し、2020年から2050年までの30年間において、20歳から39歳の若年女性人口動向について、これまでの様々な施策による総合的な効果により、2020年の人口を基にした今回の発表では、対象となる女性の人口減少が50%未満と推計されたことにより、消滅可能性都市から脱却、「脱出」をする結果となりました。ただ、「脱出」をするまでの道のりは、コロナ禍を経験し、苦労の連続、一般的な普通の自治体運営では考えられないほどの努力を重ね、この事業に至ることは「当たり前」のことでは全くございません。

近年においてもコロナ禍等の影響もあり、特に近年、若年、若い世代の人口を減少のスピードが増し、町の全人口の65歳以上の方々の割合を示す高齢化率も36%を超えている状況を鑑みますと、引き続き危機感を持ち続ける必要性が高まっております。そのため、子供から高齢者までが安全・安心に暮らせるまちづくりをつくり上げることも私の使命でありますので、町内の人口割合が減少している未来を創る子供たちや子育て世代への積極的な支援事業にも重点を置き、チルドレンファーストの理念を念頭に、従来から行っている高校生までの小児医療費や第2子保育料の無償化等に加え、本年度から新たに町立小学校・中学校の給食費の無償化や全国にも例が少ない学童保育保護者負担金の無償化など、神奈川県下トップの「8つのゼロ」に取り組み、子育て世代の皆さんが安心して、子育てに希望と喜びを感じられるよう、令和7年4月に行った「こども・子育て応援宣言」の実現に向けて、「松田町こども・子育て応援条例」を制定し、「チルドレンファースト・ネクスト～子ども・子育て大応援～」と題して各種事業を行っており、その結果、高齢者を守り・支える若い世代の人口増加による安全・安心な生涯が送れる松田町を目指しています。

私の4期目の町政運営については、「町の発展へ、これまでの確かな歩みを

止めない、未来へ向けて継続」と題し、総合計画アクションプログラムの事業に位置づけている持続可能な開発目標の「SDGsの理念」に沿った基本的・総合的な取組を推進していくために、町民の皆様と一緒に安全・安心したまちづくりに積極的かつ強力に取り組んでまいります。

私は、近未来を見据えたまちづくりの新たな考え方として、4年前の3期目の選挙戦から現在も公約に掲げてまいりました「チルドレンファースト」を旗印として、引き続き子供たちが住みたい・子供目線のまちづくりを推進し、大学や就職などの理由により、一度松田町から出た子供たちが子育て世代となったら、松田町に戻ってきて、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんと「親子三世代が、近くに、一緒に笑顔で安心して暮らす町」を目指し、少子高齢化による人口減少の抑制を行い、高齢化が進む松田町にあっても町民が「住んでよかった」と思ってくださいるまちづくりを積極的に進めてまいります。

そこで、4期目の施策として、3期12年の確かな歩みが、経験が、実績が、これから安定した松田町の未来に確実につなげていくため、「未来にツナグ8つの公約」と具体策の一部をお示しいたします。

1つ目に、「町民の命と生活を守る」ために、物価高騰対策をはじめ、近年の豪雨や土砂災害などの自然災害による対策の強化、再生可能エネルギーを活用した寄地区の孤立対策などにも取り組んでまいります。

2つ目に、「安心の人生100歳時代」に向けて、誰もが安心して暮らせるよう、高齢者の移動手段の確保、移動販売事業の継続、独居老人、高齢者の孤立させない支援・見守りなどに取り組んでまいります。

3つ目に、町の魅力アップや定住人口の増加による「賑わう松田」を目指すため、新松田駅周辺整備事業の強力な推進や遊休地の宅地化の促進、安心して子供たちが遊べる公園、広場、遊具の充実などに取り組んでまいります。

4つ目に、安心して子育てができる経済支援などによる「こども・子育て大応援」として、小児医療費助成や学童保育運営事業、第2子の保育料や給食費保護者負担金などの無償化の継続、こども・子育て応援条例の制定や認定こ

も園の新規開設などにも取り組んでまいります。

5つ目に、観光や商工農林事業促進に伴う「松田町の魅力発信」として、町内各種団体との連携強化と事業支援、スポーツツーリズムによる新たなお客様（消費者）の増加などに取り組んでまいります。

6つ目に、教育と生涯学習環境の整備として、英語教育やICT教育・オンライン学習の充実強化、町生涯学習センターの多目的利用の推進、教育関連施設の環境整備の推進などに取り組んでまいります。

7つ目に、「輝く寄エリア」として、寄幼稚園・小学校の存続を目指し、にぎわいと雇用の創出に向けて、地元民間団体や事業者との連携強化、寄みやまグラウンドや寄管理センターの大規模改修工事などにより、新たなお客様の増加による地域の活性化に取り組んでまいります。

8つ目に、「稼ぐまちづくり」として、町の財政力を強化するため、官民連携による町有地や町有施設の有効活用による町負担の減額、川や景観、水を生かした新たな事業や産業の創出、ふるさと納税の増収などに取り組んでまいります。

また、8つの新たな事業提案に、ほかの新たな事業提案につきましては、本山町政が進む中で、徐々に町民の皆様方へ御提案してまいりますので、御期待くださいますようお願いいたします。

これらの具体的な施策を実行するためには、「町民との協働」「行財政改革」「シティプロモーション」「官民連携事業の推進」の継続が必要となり、SDGsの取組において、「グリーンとデジタル化」へのシフトチェンジも必要不可欠となります。特に正しい情報を正しく理解、受け止めてもらえるよう発信力を強化する必要性を強く感じておりますので、これらの要素を未来志向で最先端のAIやデジタル、SNS等を活用し、様々な施策と発信、それらと融合しながら持続可能な自治体を目指してまいります。併せて、松田町には、まだ一部施設整備などの課題が残っておりますので、今後も随時対応しつつ、これからはソフト面の課題解決にも重心を傾け、松田町の未来へ向け、全ての町民の皆様方が「松田町に暮らしてよかった」と言ってもらえるよう「オー

ル松田」にて取り組んでまいります。

最後に、未来を見据えた行政運営を押し進めていくためには、「行政は財政」という言葉がありますように、経営感覚を持ったしっかりとした財政運営が必要であります。限られた資源の中にて財源を確保するのは「簡単なこと」ではないので、人口増加施策や遊休地の宅地化、ふるさと納税など、収入増加策の強化はもとより、これまでの事業をゼロベースで総点検し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、「選択と集中」の考えの下、めり張りのある財政運営を進めてまいります。

さらには、冒頭申し上げました「米百俵の精神」を念頭に、「協働」というキーワードの下、町民、各種町内団体、企業、議会、行政が話し合い、同じ方向に向かって一緒に汗をかき、松田町の「歴史と文化」を未来へツナグ、人づくりこそが、松田町の未来にとって大切なことでもあります。世界情勢の変化による物価高騰など、時代の変革時を迎え、非常に大変な状況でもありますが、未来をつくる子供たちのために、町民並びに議会の皆様方のさらなる御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、「大変」という言葉は、「大きく」「変わる」とも解釈できます。100年に一度の松田町の大改革を町民の皆様と共に乗り越え、100年後を見据え「未来を拓く」ために「大きく変わる」松田町へ進化し続けるよう、これまでの実績、行動力、経営感覚を生かした町政のかじ取りを行い、これからの4年間、町民の「命と財産」を守り「米百俵の精神」を基に、これまで以上に発想を豊かにして、創意工夫を凝らし、自主財源の確保が難しい町だからこそ、官と民とが相互に協力し合えるまちづくりを積極的にかつ強力に進め、町民の夢、希望をかなえてまいります。

引き続き、議員各位の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻のほど衷心よりお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

それでは、この本臨時会に付議いたしました案件でございますが、議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）については、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条の規定により議会に提案するものでございます。

議案第49号令和7年度松田町一般会計補正予算（第3号）につきましては、西平畑公園受入環境整備工事及び学校のネット環境に係る調査委託料を補正させていただきますものでございます。

報告第11号専決処分の報告について（松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等が公布されたことに伴い、関連する町条例を改正したので、専決処分として報告するものでございます。

以上、提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ、副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上が、私からの行政報告とさせていただきます。本日も何とぞよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。9時40分より大会議室において議会全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は御参集くださるようお願いいたします。
(9時26分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。
(11時00分)

日程第4「議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）。

令和7年度寄・里の駅等整備工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

- 1、契約の目的、令和7年度寄・里の駅等整備工事。
- 2、契約の方法、随意契約。

3、請負代金額、一金2億2,000万円也。

4、契約の相手方、神奈川県秦野市松原町2番5号、関野・計画環境建築特定建設工事共同企業体、代表企業 株式会社関野建設、代表取締役 関野滋一。

令和7年10月10日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 すみません。それでは、議案第48号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格5,000万円を超える工事請負のため提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づきまして、参考資料1の工事請負契約書の請負者の印影及び次ページの参考資料2の見積経過調書の自著及び印影等を墨塗りにしております。

それでは、工事請負契約書について御説明させていただきます。

1、工事名、令和7年度寄・里の駅等整備工事。

2、工事場所、松田町寄自然休養村管理センター（足柄上郡松田町寄3415番地ほか）。

3、工期でございますが、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内となります。終期につきましては、令和8年3月25日まででございます。

4、請負代金額、2億2,000万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が2,000万円でございます。

5の前払金、6の部分払は記載のとおりでございます。

7、契約保証金は、請負代金の10分の1以上でございますので、2,200万円でございます。

8、契約支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和7年10月2日。

発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、氏名、松田町長 本山博幸。

請負者、住所、神奈川県秦野市松原町2番5号、氏名、関野・計画環境建築 特定建設工事共同企業体。

代表企業としまして、住所、神奈川県秦野市松原町2番5号、氏名、株式会社関野建設、代表取締役 関野滋一。

構成企業、住所、神奈川県横浜市西区西戸部町1丁目13番地、氏名、株式会社計画・環境建築、代表取締役 吉田眞。

すみませんが、1枚おめくりください。参考資料2でございます。見積経過調書でございます。

1の件名と2の場所につきましては記載のとおりでございます。

3の見積日時が令和7年10月1日午後3時30分開札でございます。

下の表を御覧ください。一番上段の左の予定価格から一番右の最低制限価格の110分の100について御説明をいたします。一番上段の左側の予定価格は2億2,000万円。左から2番目の見積書比較価格は2億円です。見積書比較価格は予定価格の消費税抜きの価格です。左から3番目の最低制限価格は1億9,690万円です。さらにその隣、4番目の最低制限価格の110分の100は1億7,900万円です。これは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。

4、契約価格でございます。下の表のほうを御覧ください。見積参加者は関野・計画環境建築特定建設工事共同企業体です。見積額は2億円で、この価格は消費税抜きの価格です。

この価格を先ほど御説明しました上段の表の左から2番目の見積書比較価格の2億円と同額で、さらに左から4番目の最低制限価格分の110分の100の1億7,900万円を上回っておりますので、結果、見積書比較価格と最低制限価格の110分の100の間の範囲に収まりましたので、落札となります。4、契約価格は見積額に消費税を加算しました2億2,000万円となります。

恐れ入ります。もう1枚おめくりください。参考資料3でございます。こちらの参考資料の3は、令和7年度寄・里の駅等整備工事の平面図でございます。先ほど全員協議会のほうで御説明した内容でございますが、今回、太線で囲われた部分が今回の工事対象でございます。

工事内容につきましては、寄管理センターは内装、外装の改修工として屋根改修工、浴場改修工、トイレ改修工を行い、管理センターの外側に屋外トイレ設置工と駐車場整備工を、またみやま運動広場のグラウンドのほうには、グラウンドトイレ改築工を行うものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。

3 番 吉 田 みやまグラウンドの利用は、なるべく多くの方に利用を期待するものだと思いますけれども、今後ですね、どのような使い方を想定していらっしゃいますでしょうか。例えばどのような行事で、それは大体どれくらい的人数が集まってくるか。このようなことをどのような想定でこの工事が進められるかというのが、ちょっと伺いたいので質問いたしました。よろしくお願ひします。

参事兼観光経済課長 みやまグラウンドの今後の利用ということでなんですが、4月から御承知のとおり人工芝化いたしまして、前年4月から9月の利用人数が1,648人に対して、1万138人ということで大幅な615%の伸びということで、多くの方々に利用をいただいております。サッカーやフットサルが中心でございますが、

野球等もございます。今後の利用については、町の行事を優先するものでございますが、地域の方々も様々な行事がありますので、地域の方々の行事も尊重しつつ、グラウンドでのスポーツ、サッカー、フットサルのみならず、野球、様々なスポーツを推進するとともに、スポーツツーリズムということでさらなる利用を図る予定でございます。

今、利用の方法について、利用している団体等の御意見もいただきながら、どういったことでさらなる向上も進められるかということも協議しております。スポーツツーリズムの推進を図る上で、さらなる促進ということでグラウンド利用も考えております。

以上でございます。

3 番 吉 田 そのようなことになりますと、例えば1回の催し、サッカーの大会だとかフットボールの大会なんかもあの場所ではなかなかいいのかなとも思っております。そうすると、そのときにどれくらいの人数が集まってくるのか。それによっていろいろと周りの施設の使い方のキャパというのは考えなきゃいけないのかなとは思いますが。例えばそれに見合うようなトイレの数だとか、そういうことでどれくらいを想定しているのかな。例えば1日とか1大会とかそういうような催しについて、どれくらいの人数まで対応できるということを考えているのかなということを想定しているなら教えていただきたいということです。

参事兼観光経済課長 7年度の実績でございますと、平日で利用日数が20日前後、土日はほぼ稼働しておる状況でございます。土日については9時から利用時間の21時まで、ナイターまでは埋まっていないんですが、ほぼ利用はありますので、その利用を図りつつ、想定ではですね、現状、サッカーでございますと11人ですので、それが1回当たり30人といたしますと、2時間ごとでという繰り返しがございしますので、稼働はですね、現在の状況を生かしつつさらなる促進をしていくために、細かなちょっと数字は出しておりませんが、対応できるような形で、現在、多くの方は利用しておりますので、継続できるような形で考えておりますが、様々なスポーツに対しても利用ができるようになっておりますので、そういった周知もスポーツツーリズムの促進を図るとともに周知活動も行ってまい

りたいと思っています。すみません、答えになっていないようで申し訳ございません。

議 長 よろしいですか。

3 番 吉 田 はい。結構です。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑のございます方。

9 番 井 上 2点お伺いをいたします。

この議案第48号にあります、その最初ですね、2、契約の方法で随意契約とあります。金額、予算額、この請負代金額が2億円を超えるというふうな大きい金額です。ここで契約の方法は随意契約とありますが、契約の方式は基本的には競争入札です。地方自治法施行令の中で随意契約ができる条項がありますが、今回の場合ですね、どれに該当をして随意契約とされたのかをお伺いいたします。

2点目は、参考資料の2で見積経過調書があります。その中にですね、予定価格2億2,000万円というふうな記載で、それに対してですね、見積額、消費税を抜いた部分として2億円の見積額が上がりました。この予定価格の積算について設計書等が必要だと思います。これらの設計書等はどういうふうな形で対応されたのか、その2点をよろしくお願いします。

参事兼総務課長 今のただいま井上議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、随意契約の理由でございますが、今、議員がおっしゃるように、随意契約というのは地方公共団体が契約の相手方を選択して締結する契約方法の一つでございます。地方自治法施行令の167の2第1項の各号、第1号から第9号がございますが、その規定に該当する場合に認められている契約方法でございます。今回は、既に御存じのとおり、プロポーザル方式で設計、施工、施工管理の企画案が選定された事業でございます。他事業者では実施できないためですね、施行令の第2号のその性質または目的が競争入札に適しないものに該当し、随意契約という形にさせていただいております。

すみません。私のほうからは以上です。

参事兼観光経済課長 設計につきましては、業者から提出されました実施設計から見積り項目の内

容に対して、県で定められた施工単価等を比較して、適格として判断をいたしましたものでございました。

9 番 井 上 もう一度ちょっとね、総務課長、口が早かったんでね。

第2号に該当するということは分かったんですけども、その前段、何でここが第2号で競争入札に適さないのかという理由が分かりませんでした。

予定価格のほうは、業者が積算をしたというんですけども、どの業者が積算されたのか、回答をお願いします。

参事兼総務課長 すみません。じゃあゆっくり今度は御説明します。今回、一応随意契約の167条の2項第1号という項目があって、そこに第1号から第9号の規定に該当すれば随意契約ができるということで、まず、今回の大前提としまして、今回の事業は公募型プロポーザル方式、要は寄自然休養村管理センターのリノベーションとあと寄管理センター一帯の改修工事の関係で、広く公募型という形でプロポーザル方式を募りました。その中で、設計、施工、施工管理、一体の提案を求めたところでございます。

今回の事業者さんにつきましては、そのプロポーザル方式で提案をされ、プロポーザル方式ですと、要は審査委員会のほうで審査をさせていただいて、その審査の中でその案が最優秀案ということで決定された事業者さんでございます。

今回、町が求める事業につきまして、その事業者さんがやる、町が提示する価格の範囲内で、町が求める仕様、また町が求めた事業書案をできるのか、そこという形になりますので、あくまでもこれが随意契約のその性質、目的がですね、競争入札に適さないということで、随意契約の理由とさせていただいているところでございます。

以上です。

参事兼観光経済課長 設計はどこの業者という御質問でよろしいでしょうか。今回は共同企業体を組んでおりまして、構成企業でございます株式会社計画・環境建築で設計をいたしました。

以上です。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。その見積経過調書の設計金額ですね、公募型のプロポーザル方式でやればよいということなんですけれども、それはその設計まではそれでいいと思うんですよ。その中で、設計書ができて、それに伴って積算をした予定価格が2億2,000万ということであればですね、それから競争入札にしてもいいんじゃないですか。普通はこんな大きい金額のものをやる場合はですね、通常は設計をして、積算をして、それからそれが職員でできない場合には委託方式でやると。ただ、そこで公募型プロポーザルなんで、それ自体をね、建築のほうと設計を結びつけて、随意契約だから、後で観光経済課長のほうもですね、同じ計画・環境建築が設計をしたものだということなんですけれども、そこまでは公募型でやってプロポーザル方式でできたんでいいですけども、でも、その後はですね、建築段階であれば、それは当然どこの会社でもちゃんとした設計書があればできるわけですから、そこは競争入札によるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

参事兼総務課長 ただいまの井上議員の質問にお答えします。要は設計だけやって、施工とかそういうのはほかの事業者さんでもできるのではないかということですけど、まず、公募型プロポーザル、今回のプロポーザルの大前提としまして、要は先ほどお話ししましたが、寄管理センターのリノベーションとその一帯の管理センターの改修工事が今回の大前提です。それで、その中で、設計と施工と施工管理を一体化でやるというプロポーザルでございます。あくまでもその3つの要件が、それで事業者さんを募集しております。ですから、先ほど私が再三申し上げておりますように、要は設計で切って施工で発注とかそういうやり方じゃなくて、もうプロポーザル自体がもう設計、施工、施工管理の一大プラン、一大パッケージですよね。一大パッケージで募集しておりますので、それに対して事業所さんのほうも、それに対する町が提示した価格の範囲内で、それで町の提示した工期の中でやれるという、そういう提案をされているのがこのプロポーザルの最優秀決定した事業者さん以外はいらっしやらないので、先ほど私が再三申し上げておりますように、要はその性質、目的が競争入札に適さないということで、今回の随意契約の理由とさせていただいているところでござ

います。

以上です。

- 9 番 井 上 それでですね、それで言っちゃえば、全部ね、随契でできちゃうじゃないですか。そうじゃないと思うんですよ。例えばね、新しいものとか、例えばコンセプトだけ決まった建物を新しく造るときは、そういった方式でプロポーザルから設計、施工までということも考えられますが、今回は改修工事をメインとした部分になると思います。だから、それがね、総務課のほうで契約のほうの管理をしているという立場の中で、それが今回ね、そこまで広げ、改修工事までそれを設計プロポーザル方式、公募型プロポーザル方式で施工まで見ちゃうよということに対しての、これが地方自治法施行令から見た場合にね、そういうふうな公募型プロポーザル方式を取ることと、地方自治法施行令に違反するかどうかというところの考え方を聞きまして最後にしたいと思います。

参事兼総務課長 ただいまの井上議員の御質問なんですが、再三再四申し上げていますが、あくまでも今回のプロポーザルは、設計と施工と施工管理がもう一体のパッケージとなっているものを町が広く募集しているものでございます。それでこの事業者さんが提案をされて、もちろんその提案がされたからって、もちろん町のほうでそのプロポーザルの選定委員会というのがあって、その中で審査をして、その審査の基準点というのがございます。もちろんその提案の中で審査基準を満たさなければ、審査落選という形になりますので、ここの事業者さんの提案がすばらしい事業であるということで、選定委員会のほうでも、そちらのほうでもその最優秀事業ということで合格点を頂いていることとございます。

ですから、先ほどもお話ししましたが、設計をやって、施工をやって、施工管理、そこを切って発注すればいいじゃないかという話を言われますけど、そうすると、例えばそういう施工をやられる方とか、例えば価格が違ったりとか、工期が延びちゃったりとか、そういうこともあります。要は結局、設計をやることによって施工をやる、施工管理というのはいろんな先ほどもお話をした管理センターの改修工事もありますし、一帯のほかの工事もあります。それらを全体的に全て把握して工程管理もしっかりできる、そういうようなメリッ

トもございますので、そういう意味で、町にも残り少ない工期の中で対応するために、そういう形でやらせていただいているところでございます。

ですから、先ほども申しましたように、随意契約のその性質、目的が競争入札できないものに該当するという形で、私どものほうでこういう形で判断させていただいているところでございます。またですね、募集要項につきましても、募集要項のほうで契約の方法ということをやっております。そこでもですね、設計、施工、施工管理を一括して発注し、契約を締結するという形での位置づけは、もう事前に募集要項の段階でもお知らせをしております。また、地方自治法のお話を先ほどされていたんですが、一応総務省と国交省ですけど、国から以前通知を頂いている中で、地方公共団体がプロポーザル方式等によって公共工事等に係る契約の相手を選定する場合は、地方自治法上では随意契約として位置づけられているものという形での通知を頂いているところでございますので、こちらのほうをプロポーザルを随意契約ということで何ら間違いのないことだと考えております。

以上です。

9 番 井 上 最後だったんですけどね、今の御説明の中で、でも、これはですね、やはり税金を使って行う事業であるから、できるだけですね、その税金の使用の額を少なくしなければいけないと、そういう前提の下で競争入札ということがあるんですよ。それをやってみなければ分からないというのは、やっちゃうとね、その競争入札のそういう精神をですね、やり方を踏みにじっちゃうものだというふうに思います。

また、議会としてはですね、プロポーザル方式で公募をしたとかそれを認定したとかというのは、全然議会承認を求めているわけですよ。ですので、議会として工事請負契約を承認をするということであると、もうその辺は、もう基本的にその金額なり、契約の方式について言及をしていかなければいけないと。そういった中でね、改修、先ほど国のほうの事例も出されましたけれども、今回これは基本的には改修工事であればね、これから何でも、じゃあプロポーザル方式で行かれちゃうというのは、やはりそこら辺の歯止めがかからな

いのではないかなというふうに思いますので、質問をさせていただきました。

契約の期間とかですね、工期の内容とか、それらはそれぞれをやってみた結果であってね、本当にそうなるのかどうなのかは、両方の方式でね、しっかりとやらなければいけないし、設計を単独の設計監理で行ってみて、初めてその辺が出るんだと。だから、地方自治法施行令の167条には、例外の規定としての随意契約を認めているわけなんです。何でもかんでも例外規定扱いするというのは、今後とも、いずれも検討されて執行をしていただきたいと思います。終わります。

町 長 補足も兼ねて。それで終わられちゃ困るんですよ、実際のところ。再三再四って多分また言うと思いますけど。まず、公募型のプロポーザルでも競争が始まっちゃっているというところの概念が抜けちゃっているんだなということと、先ほど議会の承認がない状況の中でというお話がありますけど、予算を認めてもらっています。その予算の範囲の中で進めているわけで、執行のあと仕方についてお話をされているんでしょうけども、先ほど総務参事のほうで話をした、ちゃんとしたルールの中で物事を進めているというふうなことで、そこに井上議員が何で理解ができないのかなというところを考えると、恐らく過去の昔の自分の実例を持ち出しておられているのかなと思うようなイメージがちょっとするんですね。だから、昔は多分設計コンペというのがあったでしょう、恐らく。だから設計コンペをやって、業者さんを決めて、設計屋さんが積算をして、じゃあそれで予算的に収まったということで、はい、じゃあそこから業者さんを決めましょう。で、またそこからまた入札するまで1か月以上時間をかけてやっていると。それでも各駅停車みたいな中でやっていく。これは確かにそういったやり方も当然今でもあります。それを、それが適切なのか適切じゃないかというのは、我々執行権の範囲の中で事業を展開させてもらいながら、最終的に業者が決まれば、5,000万円を超えている以上は、皆さん方にこういった承認をいただくというようなことで、ちゃんとした手続を進めているということに御理解をいただかない限り、なかなかほかの議員さんに対しても、井上議員の話はなかなか理解できないんじゃないかなというふうに、今

聞いていて思いました。

あとは、改修工事だからということは多分ないと思うんですね。全ての工事について、かちつとした理由があるんならば、新築だろうと改修工事だろうとこういった事業は展開していかなきゃいけないですし、ときに、今はですね、比較的長寿命化を考えるとほとんどが改修工事だと思うんです。新築はなかなか難しいですし。だから、新築だからプロポーザル、改修工事だから駄目だって、そういった理屈はなかなかそのルールの中では別に通らないというか、そういった理屈で固められるのを変のような気は私はします。

またですね、これは確かに井上さんが言われるのは分らないではないです。というのが、設計屋さんが例えば見積りを持ってきました。設計屋さんがやってきた内容を松田町の中で、役場の中でその設計書を目を通せるのって誰ですかという話になってくるわけですね、実際のところ。なかなかいいです。ほとんど私が目を通しています。

ですから、もちろん担当課も分かると思うんですけど、過剰な設計をやったりだとか、ここら辺はちょっと違うんじゃないかとか、要は業者さんにもうけさせているようなところもあったりとかいうようなところは全てチェックして、見落としが、100として100分の1個ぐらいあるかも分かりませんが、基本的にそれがないように全部チェックしながら、今回の予算も本当にきつきつで、最終的に皆さんに御提案しているということになりますので、私がいなかったらというか、私みたいな人がいなかったら、お金を払ってまでやらなきゃいけないと思うんですけども、それはなるべくしないでいいようにしながら、残ったお金をほかに蓄えながら、ほかの事業に回したりだとかというふうなことを今までもやってきていますから、我々の今のやっている事業についてですね、法律も含めて適切に事業進行しながら、監査役でもあったわけですからね、我々がやっていることについて、その辺については御理解もいただけると思うので、そういうふうに御理解いただければと思います。

以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

8 番 田 代 参考資料2、見積経過調書、これについて1点質問をさせていただきます。
見積書比較価格2,000万、これが設計額の税抜きというふうに理解しております。予定価格が2,200万、税込みの契約がございます。ごめんなさい。2億2,000万、失礼いたしました。それで、入札した結果が2億で入って、契約額が2億2,000万と。これについては、設計監理、施工管理、工事一式、この共同企業体が行っているわけなんですけれども、これまでの入札から見て、設計金額と落札額が同額というのは、どちらかという珍しいケースかなというふうに感じております。先ほど町長からかつかつの額で提案したということも理解はできますけれども、これが同額になったということは、担当課としてはどのように捉えておられるか、その件について一つだけ回答をお願いいたします。

参事兼総務課長 ただいまの田代議員の御質問にお答えします。先ほどもちょっと全員協議会でもお話しさせていただいたんですが、あくまでも見積額と見積価格が同額ということはおかしくはないことでございます。実際ですね、私どものほうもちょっと調べさせていただいて、松田小学校なんかも建設工事、松田小学校の建設工事も同額で、やはり100%でやっておりますので、はい、決して珍しいことではございません。

以上です。

8 番 田 代 プロポーザル方式で設計を行っているから、そうしたケースがあるということと、あと、町長から説明がありましたように、今回本当にあれもこれもで結構突っ込んでいるということで、ぎりぎりの設計額であったということで同額になったというふうに理解させていただきます。終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

これで質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

3 番 吉 田 私は、議案第48号工事請負契約の締結についてを反対の立場で意見を述べさ

せていただきます。

寄休養村管理センターの整備工事については理解できます。しかし、今回の改修はスポーツツーリズムの戦略として進められているものと理解しますが、みやまグラウンドをサッカー場として使う場合、必要な施設は、トイレ、更衣室、シャワー、会議室などがあります。サッカーの試合は審判を含めると30名程度の参加が考えられますが、大会が開催された場合は数百人ということもあるでしょう。今回の設計で、その人数が試合終了後に汗を流す施設として対応ができますでしょうか。着替えが対応できる更衣室の広さがありますでしょうか。さらに、浴場の設定は、都心においても銭湯経営が大変困難な状況であることは言うまでもありません。健康福祉センターの浴場については、入浴収入は年間450万、支出は1,700万円ほどで苦勞されていると聞いております。浴場は入浴者がいなくても湯を張っておかなければなりません。燃料費、水道料だけでなく人件費も必要です。これでは、指定管理者の経営を脅かします。スポーツ施設として必要なのは、浴場ではなく多数のシャワーです。浴場や宿泊は地域の民宿等の民間施設に補助金を出して対応するという考え方もあると思います。

この契約は、設計の見直しを必要と考え、議案第48号工事請負契約の締結について反対いたします。

議 長 それでは、ほかに賛成討論はございますか。

(「なし」の声あり)

なければ、反対討論はございますでしょうか。

9 番 井 上 それでは、私は、議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）について、反対の立場で討論を行います。

この契約は、寄自然休養村管理センターを里の駅として改修するための契約でございます。この契約は2億2,000万円という契約金額であります。公募型プロポーザルによる1共同企業体との1者随意契約という契約方式を取っています。当初予算では、寄自然休養村管理センター及び周辺整備として、3億2,900万円という予算規模であり、予算の内訳では設計監理委託料も設けてあ

ります。

自然休養村管理センター自体は大分古い建物であり、当時の設計書等が見当たらないという事情は理解しますが、それならばなおさらしっかりと調査し、予定価格の基礎となる設計をしなければなりません。随意契約によるという説明も、地方自治法施行令167条の2の第2号に該当するという説明も難しいと思います。2億円を超える工事契約に対して、予定価格2億2,000万円、見積額2億2,000万ですか、という契約は不自然だと思います。行政は町民に対し適正な契約方式で示すべきであります。

以上から、議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）には強く反対をいたします。皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を打ち切って異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第49号令和7年度松田町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第49号令和7年度松田町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度松田町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ467万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億752万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月10日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第49号令和7年度松田町一般会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

初めに12、13ページの事項別明細書の歳入より御説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、教育費国庫補助金、節、小学校費国庫補助金、説明欄につきましては、公立学校情報機器活用支援体制整備補助金でございます。こちらにつきましては、学校におけるICT教育を促進する中で、1人1台の端末の日常的な利活用やデジタル教科書、またデジタルドリルを使用した学習など、新たなツールを活用した事業が徐々に進んでございます。GIGAスクール構想が始まった当初に構築した通信ネットワーク回線の速度に支障が出てきていることから、新たな学習方法に対応できるよう、現在のネットワーク回線における、いわゆるボトルネックを把握し、その結果を受けた通信ネットワークの着実な改善を図るために、国庫補助金の補助率3分の1を活用し、ネットワークアセスメントを町立の小学校2校における補正を行うものでございます。松田小学校や寄小学校の学校通信ネットワークの速度改善に伴う補正となります。補助対象額につきましては36万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、目、商工費国庫補助金でございます。説明欄、観光振興事業費補助金430万6,000円につきましては、インバウンド受入環境整備高度化事業として、西平畑公園受入環境に伴う整備工事によるものでございます。詳細につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。補助対象経費に対する2分の1の補助事業となります。

続きまして、それでは歳出でございます。14、15ページでございます。款、商工費、項、観光費、目、公園管理費、説明欄、西平畑公園受入環境整備工事につきましては、西平畑公園への誘客促進を目的に、屋外広場の整備や公衆無

線LAN環境整備、多言語観光案内表示看板設置工事などに係る補正となります。総額につきましては、1,134万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、教育費、項、小学校費、目、寄小学校費。こちらにつきましてはですね、松田小学校費におきましては、寄小学校につきましても説明欄のとおり、学校ICT環境の体制整備として通信ネットワークの速度改善を図るための補正となります。町立の小学校2校に伴う補正でございます。110万円を補正するものでございます。

それでは、予備費でございます。777万4,000円を減額し、補正後の額9,278万1,000円とするものでございます。

16ページには、西平畑公園受入環境整備工事の説明資料を添付しておりますので、後ほど御高覧をお願いします。

以上、一般会計補正予算（第3号）について、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 平 野 小学校の2つのICT関係の調査委託料ということなんですけれども、中学のほうはどんな現状なのか、調査が必要がないのか。あと、この調査を今回は行うということで、恐らく必要なんだろうと思うんですが、その後のスケジュール感はどうなっているのか教えてください。

教 育 課 長 それでは、平野議員の御質問にお答えをいたします。

今回、小学校の予算、補正予算の計上をさせていただきました。中学校につきましては、当初予算で、オンライン英会話の実施に合わせて回線速度の確保をするために、アセスメントの経費を計上させていただいてお認めいただいておりますので、同じような形で進めていく予定でございます。

スケジュールにつきましては、今回ですね、どこが通信速度を妨げている要因になっているのかというところの調査でございますので、その結果によって、今後の取るべき手段というのは変わってくると。ただし、今回御提案させていただいている予算をお認めいただいたら、私どもとしては、今月中にもう契約を済ませて、もう調査に早速着手をしたいというふうな形で、今、準備を

進めているところでございます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

9 番 井 上 ネットワーク回線調査の関係ですけれども、松田小学校のほうはですね、大分使用する人数との対比の中でそういった障害が発生をしているという話も聞いていますけれども、寄小学校のほうは人数的にかなり松田小と比べるとというふうに思いますが、これはなぜ寄小学校もこういった調査を行うのか。やはりそういう先ほどのボトルネックとなった箇所を調査するという説明がありましたけれども、寄小学校もやはり同様なそういった障害等があるのか、そこだけお願いをいたします。

教 育 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えいたします。現在、寄小学校については、タブレットについてはですね、特に不具合等の苦情等は私どもは受け取っておりません。一方で、教師のパソコンですね、そういったものの動作が遅いとか、セキュリティに関していろいろ質問を受けているところでございます。今後、国のほうでもですね、デジタル教科書とか1人1台端末の日常的な利活用、またCBTと言われるComputer Based Testingという全国学力・学習状況調査なども、全てが今後コンピュータ上で行われるような形になって、国のほうもそのような形で整備を進めているところでございます。そういったものに備えるという意味もございまして、今回、寄小学校も併せてアセスメントのほうを実施させていただく予定でございます。

以上でございます。

9 番 井 上 回答ありがとうございました。大分ですね、障害が出ているというところでは、やはり前者も聞きましたけれども、障害調査だけでなくね、その後にその対応の部分というのをやはり急がないといけないのかなというふうに思いますので、対応をよろしくをお願いをしたいと思います。

あと一点ですね、15ページ上段の西平畑公園の受入環境整備工事の中で、チェリーナの丘の広場整備工というのが参考説明資料でもありますけれども、これはどういう、どのように整備をされるのか。今、彫刻が何体かありますけれ

ども、それらの対応をどうされるのかお伺いをいたします。

参事兼観光経済課長 この工事の中で広場整備工事につきましては、御質問のとおり、園内の芝生工事、彫刻でチェリーナの丘と言われているんですが、そこが前面にあります歩道との接続部に傾斜が急な場所でございます。そういったことで危険であるため、広場を整備するものでございます。具体的には、階段の設置や来場者の休憩、滞留スペースの整備をするもので、御質問の彫刻についてはそのまま残した形で整備を行うものでございます。

9 番 井 上 分かりました。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(「省略」の声あり)

省略。討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。日程第5、議案第49号令和7年度松田町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「報告第11号専決処分の報告について(松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例)」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

子育て健康課長 それでは、報告第11号専決処分の報告について。

町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。

専決処分の理由です。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」等が公布され、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」等の一部が改正されたことに伴い、同法の条項等を引用する規定を整備するため、専決処分により条例改正を行いましたので、今回、本議会にて報告するものでございます。

恐れ入ります。3枚おめくりいただき、参考資料、新旧対照表1ページを御覧ください。松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第1条関係）でございます。右が現行、左側が改正案でございます。

第25条中、現行の下線部分になります。「第33条の10各号」を改正案の「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改めるものです。

次に、松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第2条関係）でございます。

第13条中、現行の「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改め、恐れ入ります、2ページ目を御覧ください。第24条中、現行の下線部分にあります「国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。」を改正案では、「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育

事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」に改め、第30条中、保育士の次に、「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を追加し、恐れ入ります、3ページを御覧ください。第32条中、保育士の次に、「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を追加し、第45条中、保育士の次に、「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を追加し、恐れ入ります、4ページを御覧ください。第48条中、保育士の次に、「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を追加するものでございます。

また、附則部分でございますが、4ページ下段から5ページにわたりますが、10項といたしまして、「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。」を新設いたします。

続きまして、松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第3条関係）でございます。

附則部分でございますが、（経過措置）2項の下線部分について、改正案といたしまして、「保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間、松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、同条例第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあ

るのは「20人」と、同条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。」に改めるものです。

6ページをお願いいたします。次に、松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第4条関係）でございます。

第11条第3項第1号中、下線部になります。現行欄、「国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。」を改正欄では、「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士に改め、第13条中、現行欄、法第33条の10各号を改正欄では、法第33条の10第1号」に改めるものです。

恐れ入りますが、4枚お戻りいただきまして、改正条例本文3ページを御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なしとのお声ですが、質疑なしと、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。

（12時05分）